

税を考える週間



11月11日(月)～17日(日)は、年に一度の「税を考える週間」です。
期間中は各種イベントも開催されます。この機会に税金のしくみや役割を知り、税の知識を深めてみませんか。

区税ギャラリー



11月8日(金)～18日(月)
区役所本庁舎3階と防災センターの渡り廊下

税の制度や仕組みのパネル展示、中学生の「税についての作文」を掲示します。

区民セミナー

税金をわかりやすく説明します。

11月13日(水)14時～
きゅりあん大会議室
(主催:品川青色申告会
Tel.3474-7564)

11月14日(木)14時～
スクエア荏原大会議室
(主催:荏原青色申告会
Tel.3783-3494)

納税キャンペーン

税のPR活動を行います。

11月11日(月)～11月15日(金)の期間に実施。
JR大井町駅、目黒駅、東急武蔵小山駅周辺
(主催:品川、荏原納税貯蓄組合)

ふれあい寄席

ふれあい寄席は事前申し込みが必要です。

10月18日(金) 17時20分～
きゅりあん大ホール
(主催:品川法人会 Tel.3474-7449)

チャリティー寄席



11月21日(木) 18時00分～
荏原文化センター
(主催:荏原法人会 Tel.3783-9900)

住民税Q&A



扶養に入っているけれど??

Q. 夫の扶養に入っているのですが、住民税の納税通知書が届きました。なぜですか？

A. 税の扶養に入っている方であっても、給与収入が100～103万円の方は住民税がかかります。

Q. 給与収入が130万円を下回っていて夫の社会保険に入っていますが、住民税の扶養に入れませんか？

A. 税法上の扶養は、給与収入が103万円までの方が入ることができます。

確認してね。



妻(給与)の収入	100万円以下	100万超 103万円以下	103万円超
妻の所得税	課税なし		課税
妻の住民税	課税なし	課税	
夫の配偶者控除	受けられる		※受けられない

※夫の合計所得金額が1000万円以下の場合、給与収入が103万円を超えても141万円未満までならば配偶者特別控除が受けられます。

住民税相談のご案内

- 課税に関すること Tel (5742) 6663～6
- 納税に関すること Tel (5742) 6671～3
- 証明書に関すること Tel (5742) 6662

受付時間 月曜～金曜
午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

10月31日は…

住民税第3期の納期限です

納付に便利な口座振替をお勧めします！

出前講座のご案内

サークルや団体等の会合で、住民税の講座を開きませんか？担当職員がお伺いします。費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。
税務係 電話 (5742) 6662

